

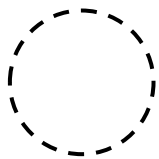
教育資金管理契約に関する異動申告書

税務署長殿

令和 年 月 日

受贈者	ふりがな		
	氏名	⑩	
	住所又は居所		
	個人番号		
	生年月日(年齢)	平・令	(歳)
受贈者の代理人	ふりがな		
	氏名	⑩	
	住所又は居所		

下記の事項につき異動がありましたので申告します。

異動事項	異動前		異動後	
氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別				
氏名 住所 居所 個人番号 取扱金融機関の営業所等				
取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号	
	所在地			
(摘要)			取扱金融機関の営業所等の 受理年月日	
				

備考

- 1 この申告書は、教育資金非課税申告書（教育資金管理契約に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下この表において同じ。）を提出している受贈者が、次に掲げる場合に該当する場合に、遅滞なく、当該教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、受贈者の納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があつた場合には、異動前の納税地）の所轄税務署長に提出すること。
 - (1) 教育資金非課税申告書に記載した氏名、住所若しくは居所又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(2(1)(ロ)及び(3)において「個人番号」という。)の変更をした場合
 - (2) 教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等（以下この表において「移管前の営業所等」という。）に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の他の営業所等（2(3)において「移管先の営業所等」という。）に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」及び「受贈者の代理人」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は1(2)の場合に該当する場合に、個人番号を記載すること。
なお、1(1)の場合（個人番号の変更をした場合を除く。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長が提出者の個人番号を付記すること。
 - (2) 「異動事項」の「氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別」の項は、「氏名」、「住所」、「居所」、「個人番号」又は「取扱金融機関の営業所等」の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
 - (3) 「異動前」の項には、変更前の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管前の営業所等の名称及び所在地を、「異動後」の項には、変更後の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管先の営業所等の名称及び所在地を、それぞれ記載すること。
 - (4) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。